

京都市告示第521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業を指定しました。

平成26年3月5日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社スタジオニクロム（代表取締役 鬼塚 慎一）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市下京区高倉高辻下る葛籠屋町515番地1

3 事業所の名称

スタジオニクロム

4 事業所の所在地

京都市中京区室町通御池下ル円福寺町345 サウス御池1F

5 指定する事業の種類

就労継続支援A型

6 指定年月日

平成26年3月1日

7 事業所番号

2610381101

(保健福祉局障害保健福祉推進室)